

組織運営等に係る見直しについて

1 基本的な考え方

我が国最大の国民スポーツの祭典である第76回国民体育大会「三重とこわか国体」及び障がいのある方の社会参加の推進や国民の障がいのある方に対する理解を深めることを目的に開催される第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の三重県での開催（2021年度）まで約3年となりました。

このような中、これらの大会運営を、本市として円滑に遂行するに当たっては、本市で実施する各競技（三重とこわか国体：9競技、三重とこわか大会：4競技）の運営に力点を置いた着実な準備業務の推進を図るとともに、各種の式典開催や来訪者に対する歓迎・おもてなしなど、各競技団体や多くの市民の皆様、ボランティアの皆様との連携・協働により、国民スポーツの祭典にふさわしい大会とするよう準備していくことが必要です。

このことから、本市におけるスポーツの振興やスポーツ施策の総合調整に係る事務、競技会場の一つである津市産業・スポーツセンターに係る指定管理者の指導、監督等に関する事務等を分掌してきたスポーツ文化振興部の有する経験やノウハウをしっかりと活用するとともに、これまでに築き上げてきた各種関係団体等との信頼関係を更に高め、三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る機運の醸成を図りつつ、これら大会の成果を、市民のスポーツ参加機会の一層の拡大等、将来にわたる生涯スポーツの更なる振興につなげていくに当たり、スポーツ文化振興部内に、新たに「国体・障害者スポーツ大会推進局」を設置した上で、スポーツ振興課との連携を図りながら着実に準備業務を進めていくため、次のとおり所要の見直しを行います。

また、大規模災害発生時の迅速な復旧業務への活用等、市民の皆様の一層の安全・安心の確保に資する重要な社会基盤である地籍調査の更なる加速化を図るため、所要の見直しを行います。

2 改正の内容

- (1) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開催に向けた推進体制の強化
【スポーツ文化振興部への国体・障害者スポーツ大会推進局の設置、国

【国体・障害者スポーツ大会推進室の総務企画課及び競技運営課への改編】

スポーツ文化振興部に、同部の部内局として、新たに「国体・障害者スポーツ大会推進局」を設置するとともに、現在の国体・障害者スポーツ大会推進室を「総務企画課」及び「競技運営課」に改編し、同局に置きます。

ア 総務企画課

総務企画課に総務企画担当を置き、同担当において、三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会に関する事務、三重とこわか国体及び三重とこわか大会に係る各種式典に関する事務、ボランティアの育成や来訪者に対する歓迎・おもてなしなど市民やボランティアとの協働に関する事務等を分掌し、スポーツ振興課との連携の下、両大会の開催に向けた総合的な企画及び調整に係る推進体制を整備します。

イ 競技運営課

競技運営課に競技運営担当を置き、同担当に競技ごとの担当職員を配置し、各競技団体等との調整や各競技の運営に関する事務、選手及び関係者の宿泊や輸送、警備に関する事務等を一体的に分掌します。

このことにより、各競技に係る事務担当者の明確化を図りつつ、課長及び担当主幹級職員等による総合調整の下での各競技の円滑な実施に向けた推進体制を整備します。

(2) 地籍調査の更なる加速化を図るための推進体制の整備

【建設政策課用地・地籍調査推進室の用地・地籍調査推進課への改編】

建設部建設政策課用地・地籍調査推進室を同部用地・地籍調査推進課に改編します。

用地・地籍調査推進室においては、津市地籍調査事業計画（計画期間：2015（平成27）年度から2024年度まで）に基づき、重点整備区域における地籍調査を10年間で完了するという高い目標を掲げる中で、用地担当において、道路等の新設、改良等に伴う用地取得及び補償に関する事務、道路等の用地の寄附取得に関する事務等を、また、地籍調査推進担当において、地籍調査に係る事業の調整、計画、実施等に関する事務、地籍調査区域に係る道路等と民有地との境界立会いに関する事務等を分掌し、当該計画に基づく事業の着実な推進に取り組んでいます。

地籍調査の実施に当たっては、調査対象区域の住民の皆様のご理解の下、土地所有者等の立会いによる境界の確認、一筆ごとの正確な測量の実施と

いった一つ一つの作業をしっかりと積み上げるとともに、事業の完了を見据え、更に時間を掛けて、着実に取り組んでいかなければなりません。

このような中、当該計画の開始から約4年を経過し、用地・地籍調査推進室においては、これら地籍調査に係る各種の作業を確実に実施するための技術と経験を積み重ね、当該事業の推進及び拡大を図るための準備を整えてきました。

このことから、建設政策課用地・地籍調査推進室を用地・地籍調査推進課に改編した上で、これまで建設政策課調査担当で分掌してきた道路等の用地の管理及び財産処分に関する事務、道路等と民有地との境界立会いに関する事務等、地籍調査の推進に相関連する事務についても、用地・地籍調査推進課用地担当に移管し、地籍調査に係る各種の事務と、道路等に係る用地の取得から管理に係る事務を同一の課で一体的に分掌することにより、重要な社会基盤である地籍調査事業の更なる加速化を図るための推進体制を整備します。

3 実施時期

平成31年4月1日から実施します。

4 今後の対応

津市事務分掌規則等の関係規則の一部を改正する予定です。

組 織 改 正 比 較 表

スポーツ文化振興部

改 正 案		現 行	
課 等	担 当	課 等	担 当
スポーツ振興課	企画管理・事業担当	スポーツ振興課 国体・障害者スポーツ大会推進室	企画管理・事業担当 総務担当 競技担当

スポーツ文化振興部

国体・障害者スポーツ大会推進局

改 正 案		現 行	
課 等	担 当	課 等	担 当
総務企画課	総務企画担当		
競技運営課	競技運営担当		

建設部

改 正 案		現 行	
課 等	担 当	課 等	担 当
建設政策課	企画管理担当 調査担当	建設政策課	企画管理担当 調査担当
用地・地籍調査推進課	用地担当 地籍調査推進担当	用地・地籍調査推進室	用地担当 地籍調査推進担当